

補助金のコース詳細について

令和7年8月28日
第2回会議
資料2-3

別紙

【全コース共通】

応募できるのは小田原市を中心として「市民活動」を行い、今後も継続する見込みのある3人以上の市民（本市に在学、在勤、在活動する方を含む）で構成する営利を目的としない団体です。（法人格の有無は問いません。）なお、市その他の行政機関が構成員等に含まれている団体や、暴力団等は応募できません。

また、「市民活動」とは市民が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいいます。ただし、次に掲げる活動を除きます。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進・支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25法律第100号）第3条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

①スタートアップコース

市民活動団体が取り組む新たな事業を対象とするコース。

応募資格

応募には、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ・過去に小田原市市民活動応援補助金の交付を受けたことがないこと。
- ・応募時点において、「応募事業の開始から1年以内または今後開始予定であること」と「市民活動団体の設立から3年以内であること」の2点の要件のうち、少なくとも1点を満たしていること。

補助金額

応募事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額で、**10万円**を上限とします。

補助回数

同一の団体では1回限りの補助です。

事前相談

本制度や当該コースの対象であるかどうかの確認や、事業を適切にPRするための書類作成等に向けて、できるだけ早めに事前相談を行っていただくことをお勧めします。（必須ではありませんが、初めて応募する場合などは特に、積極的にご活用ください）

②ステップアップコース

市民活動団体がこれまで行ってきた活動の拡充または更なる発展を図ろうとする事業を対象とするコース。

補助金額

応募事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額の**70%以下**で、**20万円**を上限とします。

補助回数

同一の事業では3回までの補助です。（1年度ごとの応募と審査が必要です。また、回数には小田原市市民活動応援補助金の同コースも含みます。）

事前相談

事業を適切にPRするための書類作成等に向けて、できるだけ早めに事前相談を行っていただくことをお勧めします。（必須ではありません）

【「③市民タイアップコース」「④市民×行政コラボアップコース」について】

協働相手となれる団体等は次の(ア)(イ)のいずれかです。(「④市民×行政コラボアップコース」は、市を協働相手とした上で、任意で(ア)(イ)の団体等も協働相手とすることができます。)

(ア) 小田原市を中心として「市民活動」(前頁参照)を行い、今後も継続する見込みのある3人以上の市民(本市に在学、在勤、在活動する方を含む)で構成する営利を目的としない団体で、応募団体とは代表者または役員が重複していないもの(法人格の有無は問いません。)

(イ) 小田原市を中心として地域活動や経済活動を行い、今後も継続する見込みのある組織や個人事業主で、応募団体とは代表者または役員が重複していないもの(法人格の有無は問いません。)

※(イ)は、地域コミュニティ組織、自治会、福祉施設、農家、企業、商店など、幅広い主体を想定しています。

※協働相手は、市その他の行政機関が構成員等に含まれていないこと、暴力団等ではないことが必要です。

※応募事業も「市民活動」(前頁参照)である必要があります。

③市民タイアップコース

市民活動団体が他主体(行政を除く)と協働で取り組む事業を対象とするコース。

応募資格

応募には、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ・協働相手(上記囲みのとおり)から、事業実施の承諾を得ていること。
- ・各主体の特性を生かした役割を相互に担うことで、それぞれが単独で実施するよりも高い効果を得られる事業であること。(単なる名義後援等は対象外です。)

補助金額

応募事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額の70%以下で、30万円を上限とします。

補助回数

同一の団体では3回までの補助です。(1年度ごとの応募と審査が必要です。また、回数には協働相手としての応募も含みます。)

事前相談

UMECOにおいて、協働相手を探すお手伝いをいたします。また、本制度や当該コースの対象であるかどうかの確認や、事業を適切にPRするための書類作成等に向けて、できるだけ早めに事前相談を行っていただくことをお勧めします。(必須ではありません。)

④市民×行政コラボアップコース

市民活動団体が行政と新たに協働で取り組む事業を対象とするコース。

応募資格

応募には、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ・市所管課及びその他の協働相手(上記囲みのとおり)から、事業実施の承諾を得ていること。
- ・応募団体については、応募時点で少なくとも1年以上継続して市民活動を行っていること。
- ・各主体の特性を生かした役割を相互に担うことで、それぞれが単独で実施するよりも高い効果を得られる事業であること。(単なる名義後援等は対象外です。)
- ・応募事業については、市の総合計画と方向性が合致していること。

総合計画はこちらから(市HPへ)

2次元
コード

補助金額

応募事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額の **90%以下**で、**30万円**を上限とします。

補助回数

同一の団体では2回までの補助です。(行政を除き、協働相手としての応募も回数に含みます。)

事前相談

市所管課との調整が必要となりますので、事前相談は必須です。11月17日(月)までに、応募予定であることをUMECOに連絡してください。後日、地域政策課から折り返し連絡いたします。

参考キーワード1

～の促進

事業の例	
所管課	課 (Tel0465-33-1000) など

参考キーワード2

～の推進

各所管課 照会への
回答確認後に掲載予定

・
・
・
・

「参考キーワード」とは、市が市民活動団体と協働で取り組みたいと考えている分野を示します。市のニーズとも言い換えられ、「参考キーワード」を意識した企画提案を行うことができれば、市との協働が成立しやすくなると考えられます。
なお、「参考キーワード」に関わらず、自由に提案を行うこともできます。

「③市民タイアップコース」
「④市民×行政コラボアップコース」に応募される方へ

「③市民タイアップコース」「④市民×行政コラボアップコース」の応募にあたり、
『市民活動団体と多様な主体のための協働ガイドライン』

～ 力を合わせて より良い 小田原に ～

をご活用ください。協働の進め方や事例等を分かりやすく解説しています。
ガイドラインはこちらから（市HPへ）

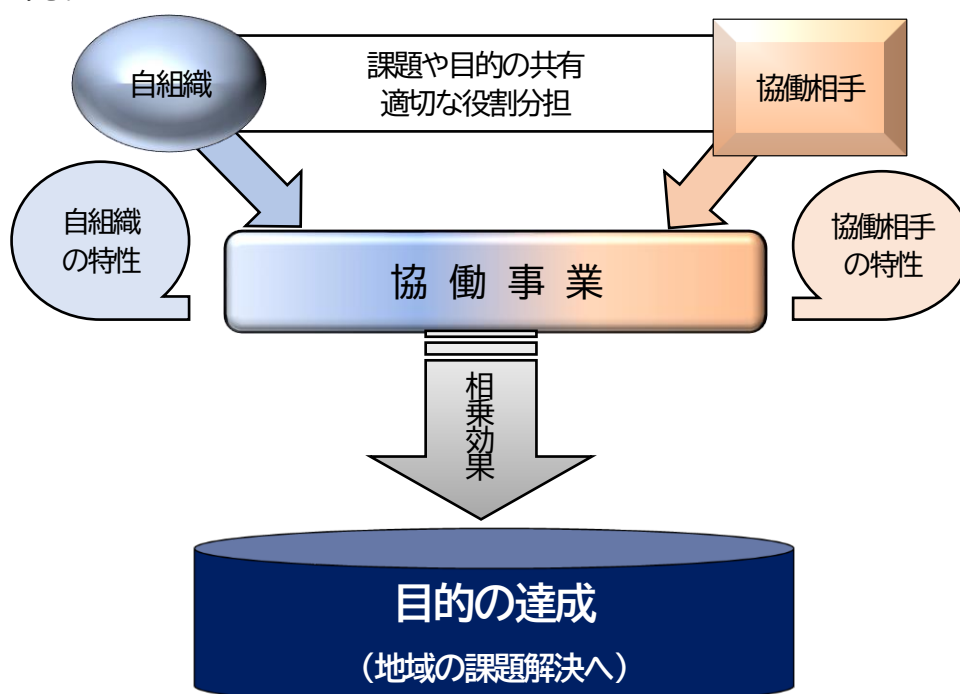


○協働とは

・・・「市民活動を行うもの、市民、事業者及び市が対等の立場でお互いの特性を生かし、協
力し合うこと」（小田原市市民活動推進条例より）

令和6年度に補助金制度のリニューアルを行い、「協働」の推進を図ることを目的に応募コースの
見直しを行いました。日ごろあまり聞きなれない「協働」という言葉ですが、実は意外と身近な言葉
かもしれません。ぜひ一度「協働ガイドライン」をお手に取ってご覧ください。ガイドラインは、
市ホームページでも公開しています。

<協働の流れ>



協働事例

- 市民活動団体×学校（声の万華鏡実行委員会と高校生）
- 市民活動団体×地域（早川まちづくり委員会と全国ラジオ体操普及会）
- 市民活動団体×事業者（めだかサポーターの会と（株）神鋼環境ソリューション）
- 市民活動団体×行政（NPO法人下府中コミュニティ Shin2 と教育総務課）